

各シートの記入上の注意 短期大学（部）用

(2007年度 障害学生修学支援実態調査)

シート1 表<1-1>関係

(1)「学部(通学) <※1>」欄：

- ・大学の通学制（通学課程）の学生数をご記入下さい。

「学部(通信) <※2>」欄：

- ・大学の通信制（通信教育課程）の学生数をご記入下さい。

「専攻科<※3>」欄：

- ・専攻科を設置している場合の学生数をご記入下さい。

専攻科：学校教育法第57条第2項

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

(2)「大学全体の学生数<※4>」欄：

- ・入学年度を「1年次」とし、修業年限が2年の学校で、2年を超えて在学している者は、最高年次の「2年次」に含めてご記入下さい。(3年制については、3年次に含める。)

シート2 表<2-1>、 シート3 表<2-2>、 シート4 表<2-3>、

(1) 障害学生数は、身体障害者手帳等を有している学生数及び健康診断等において障害があることが明らかになった学生数（重複する場合は実数）をご記入下さい（※国立大学においては文部科学省に報告している数値、私立大学においては日本私立学校振興・共済事業団に報告している数値で結構です）。

(2)「他の機能障害<※1>」欄：

- ・主に四肢（上肢、下肢）以外の体幹の機能障害を指します。

「重複<※2>」欄：

- ・表中の視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由等の障害が重複してある者を指します。(例：視覚障害と聴覚障害、聴覚障害と肢体不自由)

「病弱・虚弱<※3>」欄：

- ・「慢性の呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸等の疾患の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者」で医師の診断書がある者の人数をご記入下さい。

「発達障害<※4>」欄：

- ・LD＝学習障害、ADHD＝注意欠陥/多動性障害で、高機能自閉症等はアスペルガー症候群を含む。それぞれ、医師の診断書がある者の人数（「診断書はないが疑われる。」「本人は発達障害と言っているが診断書はない。」を除く。）をご記

入下さい。

「その他<※5>」欄：

- ・上記 <※1>～<※4>に該当しない具体の障害名とその数をご記入下さい。（例：高次脳機能障害 2、種別不明 1 など）

(3) 「障害学生数（支援学生数）<※6>」欄：

- ・入学年度の考え方は、本資料の1ページ シート1 「(2)」をご参照ください。
(シート2 シート3 シート4 関係)

シート6 表<3-3> [用語説明]

表<3-3>の「支援方法」欄の各用語については、下記をご参照下さい。

1. 点訳・墨訳：

点訳は教科書や配布される資料などを点字に訳し、利用者に提供したり、情報を伝えたりする支援技術・方法。墨訳は試験などで点字で解答した場合、それを出题者が採点するために点字を通常の活字に訳すこと。

2. 教材のテキストデータ化：

教材、レジュメなどの印刷物をテキストデータ化（フォント、サイズなどの書式情報を持たない文字だけのデータ）する方法。テキストデータ化することにより、パソコン上で「音声読み上げソフト」や「点訳ソフト」を活用できる。

3. 教材の拡大：

講義テキストや配布される資料などを拡大読書機でモニターに拡大表示したり、大きなポイント（大きい文字）で印刷したりすることにより情報を伝えること。

4. ガイドヘルプ：

利用者が学内を移動する際に、歩行介助及び誘導を行なうもので、主として講義と講義の間の教室移動をサポートすること。

5. リーディングサービス：

講義テキストや配布される資料などを音声で読み上げ、文字を音声に訳すことで利用者に情報を伝える支援技術・方法。主に講義中に板書されたものなどをその場で口頭により伝える「代読」と、利用者と支援者が対面しながら資料等を読み上げる「対面朗読」がある。

6. 手話通訳：

講義の内容や周りの様子を支援者が利用者に手話で情報を伝える支援技術・方法。

7. ノートテイク：

講義の内容や周りの様子を支援者がルーズリーフ用紙等に筆記し、利用者に文字で伝える支援技術・方法。

8. パソコン要約筆記：

講義の内容や周りの様子を支援者がパソコンに入力し、利用者に文字で伝える支援技術・方法。

9. 試験時間延長・別室受験：

定期試験の際に、点字の読み取りや筆記、代筆が必要な場合に通常に比べ時間を要することから、通常の試験時間を延長して行なう措置のこと。多くの場合、別室を用意し、そこで受験する。

10. 解答方法配慮：

障害の状況に応じて、試験時の解答方法を選択できるようにすること。

11. **パソコンの持込許可：**
授業中にパソコンを利用するため学校（教員）に持込の許可を受けること。
12. **注意事項等文書伝達：**
定期試験の際、通常は口頭で受験者に伝達する注意事項を文書の形にして、対象者に配布或いは板書すること。
13. **使用教室配慮：**
教室階数の移動（上下移動）を軽減するために、授業で使用する教室の階数をできる限り1階にすること。
14. **実技・実習配慮：**
体育等の実技、専門教育での実習、学外実習等、いわゆる座学中心の講義以外の授業に対し配慮すること。
15. **教室内座席配慮：**
障害学生が受講しやすいように教室内での座席の位置を配慮すること。
16. **ビデオ教材字幕付け：**
教材等として使用される日本語で製作されたビデオ・DVDなどの台詞、ナレーション等を聞き取り、それをテキスト化し、ビデオ等に字幕として挿入または紙面に記す方法もある。
17. **FM補聴器・マイク使用：**
講義者が持つ専用のワイヤレスマイクを通じて、距離や周囲の雑音に影響されず、講義者の声を専用の補聴器を装着した障害学生に伝える方法。また、そのワイヤレスマイクや補聴器の貸し出し等を行うこと。
18. **専用机・イス・スペース確保：**
車いす用の机の配置、スペースの確保など、障害学生が円滑に授業を受講したり、学生生活を送るために、障害の特性等に合わせた設備又はそれに関連する配慮を行うこと。
19. **チューター又はティーチング・アシスタントの活用：**
大学院の学生や担当教員などが、学部学生等に対し、生活や講義、実験・実習、演習等の補助や助言等を行う学内の制度を活用した支援のこと。

シート11 表<7-1>

「通学制<※1>」欄：

- ・通学制（通学課程）における、特別措置の受験者、合格者及び入学者数をご記入下さい。

「通信制<※2>」欄：

- ・通信制（通信教育課程）における、特別措置の受験者、合格者及び入学者数をご記入下さい。

「専攻科<※3>」欄：

- ・専攻科を設置し、特別措置を行った場合の受験者、合格者及び入学者数をご記入下さい。

専攻科：学校教育法第57条第2項

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

シート12 表<7-2>

- (1) 特別措置により入学した障害学生数のみについてご記入下さい。なお、本表の合計数は、一つ前のシートであるシート11の表<7-1>内の「入学者」欄と一致します。
- (2) 「他の機能障害<※1>」欄： 「重複<※2>」欄： 「病弱・虚弱<※3>」欄：
「発達障害<※4>」欄： 「その他<※5>」欄：
以上については、本資料1ページをご参照下さい。
- (3) 「通学制<※6>」欄：
ア. 通学制（通学課程）において特別措置により入学した障害学生数をご記入下さい。
イ. 更に「AO入試」、「推薦入試」及び「障害者特別入試」における特別措置の状況（入学者数）について、該当欄にご記入下さい。
「推薦入試」欄には、公募制、指定校対象、附属高校対象等の数値についてご記入下さい。出身学校長の推薦に基づかないものは、記入しないで下さい。
- (4) 「通信制<※7>」欄：
・通信制（通信教育課程）において、特別措置により入学した障害学生数をご記入下さい。
- 「専攻科<※8>」欄：
・専攻科を設置している場合、特別措置により入学した障害学生数をご記入下さい。

専攻科：学校教育法第57条第2項

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

シート13 表<8-1>

- (1) 昨年度卒業の障害学生（平成18年度の卒業生。ただし、通学制に限る。）について、その進路状況（平成19年5月1日現在の状況）を区分ごとに人数をご記入下さい。
- (2) 「最高年次2年次(3年制の場合は3年次) 障害学生在籍者数(H18年5月1日現在)<※1>」欄：
・昨年度（平成18年5月1日現在）に、最高年次（2年次。3年制の場合は3年次）に在籍していた障害学生数をご記入下さい（2年制及び3年制の両方を設置している場合は、その計を記入。）。
- 「H18年度卒業(H19年3月31日まで)の障害学生数<※2>」欄：
・平成18年5月2日～平成19年3月31日までの間に通学制を卒業した、障害学生数をご記入下さい。
- 「専攻科<※3>」欄：
・専攻科に入学した障害学生数をご記入下さい。

専攻科：

学校教育法第57条第2項（大学及び短期大学）

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと

同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

学校教育法第70条の6第2項（高等専門学校）

高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

「専修学校 教育訓練機関等<※4>」欄：

- ・大学院、大学、短期大学、専攻科以外の学校等（各種学校、外国の学校、職業能力開発校等への入学者）に入学した障害学生数をご記入下さい。

「医療・福祉施設<※5>」欄：

- ・医療機関又は福祉施設に入所等をした障害学生数をご記入下さい。なお、医療・福祉施設に就職した障害学生については、「就職者<※6>」欄に計上して下さい。

「就職者<※6>」欄：

- ア. 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた障害学生数をご記入下さい（自営業含む。なお、家事の手伝いについては「その他」に記入。）。
- イ. 卒後、大学（学部）、短期大学（本科）、専攻科、専修学校 教育訓練校等、医療・福祉施設（表中A～E）に入学等しながら職にも就いている者については、本欄に含めず、A～Eの該当欄（下段）に上段の内数としてご記入下さい。
- ウ. 就職先が不明な場合は、就職者として取り扱って下さい。

「一時的な仕事に就いた者<※7>」欄：

- ・臨時的な収入を目的とする仕事に就いた障害学生数をご記入下さい（アルバイト、パート等）。

「その他<※8>」欄：

- ・上記以外の、進学でも就職でもない者、家事の手伝い、死亡・不詳の者等の障害学生数をご記入下さい。